



映画・アニメの制作現場における クリエイターの取引環境に係る実態調査について



- コンテンツ産業活性化戦略において「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組の分野の実態調査に続けて、年明けから、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う」こととされていることも踏まえ、**公正取引委員会は、令和7年1月から、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を開始。**
- 映画・アニメの制作現場においては、多重下請構造も多く、制作現場には十分収益が還元されていない旨の指摘があり、クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備することは喫緊の課題と認識。
- 調査の一環として、**公正取引委員会のホームページ上に専用の情報提供フォームを設置**。例えば、契約書や発注書面がない、発注者から一方的に著しく低い対価を押しつけられた、理由もないのに発注を取り消された、報酬なく無理なリテイク（やり直し）を依頼された、無理なスケジュールを押し付けられた、などの問題について、映画・アニメの制作現場で働く方々からの情報を現在募集中。

※ 情報提供フォームのリンク先 →

